

廃棄物処理施設維持管理記録簿(焼却 第8号焼却炉)(令和7年4月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 イ、規第十二の七の五 イ]

	種類	数量(t/月)
産業廃棄物	汚泥	39.0
	廃油	53.4
	廃酸	2.1
	廃アルカリ	0.3
	廃プラスチック類	274.6
	紙くず	1.3
	木くず	37.0
	繊維くず	0.0
	動植物性残さ	17.5
	動物系固形不要物	0.0
	ゴムくず	0.0
	金属くず	0.5
	ガラスくず及び陶磁器くず	0.5
	家畜のふん尿	0.0
	家畜の死体	0.0
特別管理産業廃棄物	選別後の処理物	34.4
	破碎後の処理物	0.0
	(自動車等破碎物)	0.0
	特定有害汚泥	0.2
	特定有害廃油	16.2
一般廃棄物	燃えやすい廃油	67.2
	感染性廃棄物	75.1
		154.0

ばいじんの除去の実施状況と措置[規第十二の七の二 ハ、規第十二の七の五 ハ]

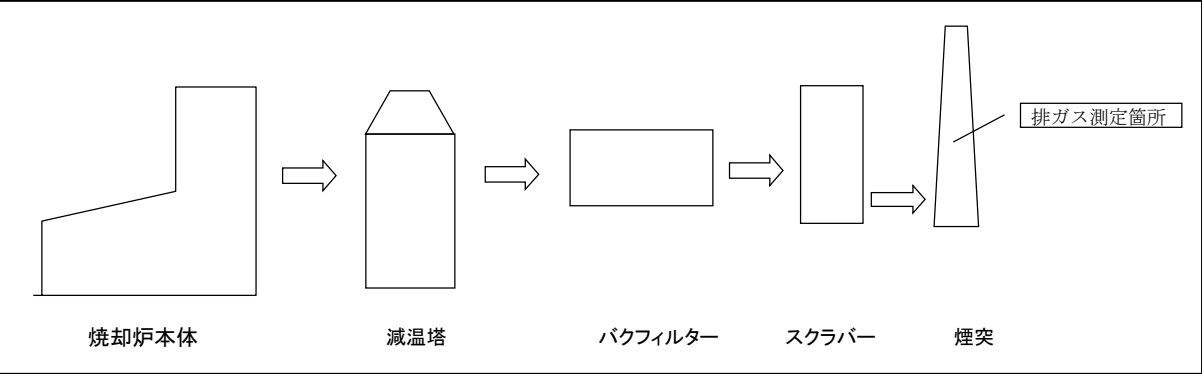
設備名	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	焼却炉運転中に自動連続排出
排ガス処理設備	焼却炉運転中に自動連続排出

排ガスの分析結果[規第十二の七の二 ニ、規第十二の七の五 ニ]

	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回
採取した年月日	令和7年4月30日					
測定結果が得られた日	令和7年5月12日					
採取位置	下図の通り					
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)						
硫黄酸化物(m ³ N/h)	0.08					
ばいじん(g/m ³ N)	0.008					
塩化水素(mg/m ³ N)	12.0					
窒素酸化物(volppm)	88					
全水銀(μg/m ³ N)	49.3					

※ 定量下限値未満かつ検出下限以上を示す

第8号焼却炉フロー図



廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却 第9号焼却炉](令和7年4月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 イ、規第十二の七の五 イ]

	種類	数量(t/月)
産業廃棄物	燃え殻	0.0
	汚泥	378.6
	廃油	144.0
	廃酸	40.5
	廃アルカリ	54.1
	廃プラスチック類	631.3
	紙くず	0.1
	木くず	2.3
	繊維くず	0.0
	動植物性残さ	113.7
	動物系固形不要物	12.4
	ゴムくず	0.0
	金属くず	3.5
	ガラスくず及び陶磁器くず	2.4
	鋳さい	0.0
	がれき類	0.0
	家畜のふん尿	0.0
	家畜の死体	0.0
	ばいじん	0.0
	選別後の処理物	8.5
	破碎後の処理物	0.0
	(自動車等破碎物)	0.0
特別管理産業廃棄物	特定有害燃え殻	0.0
	特定有害汚泥	0.0
	特定有害廃油	24.5
	特定有害廃酸	0.0
	特定有害廃アルカリ	3.5
	燃えやすい廃油	171.9
	pH2以下の廃酸	5.1
	pH12.5以上の廃アルカリ	1.0
	感染性廃棄物	230.4
	廃PCB等	0.0
	PCB汚染物	0.0
	PCB処理物	0.0
	特定有害燃え殻(焼成)	0.0
	特定有害ばいじん(焼成)	0.0
一般廃棄物		228.6

ばいじんの除去の実施状況と措置[規第十二の七の二 ハ、規第十二の七の五 ハ]

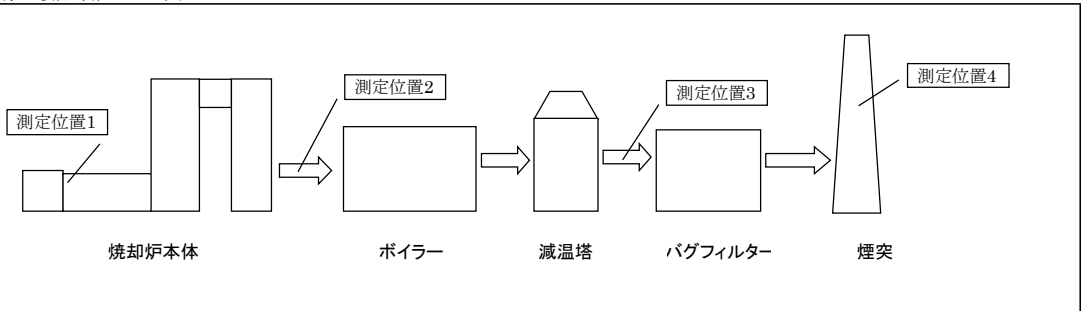
設備名	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	焼却炉運転中に自動連続排出
排ガス処理設備	焼却炉運転中に自動連続排出

排ガスの分析結果[規第十二の七の二 ニ、規第十二の七の五 ニ]

	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回
採取した年月日						
測定結果が得られた日						
採取位置						
PCBs(ng/m ³ N)						
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)						
硫黄酸化物(m ³ N/h)						
ばいじん(g/m ³ N)						
塩化水素(mg/m ³ N)						
窒素酸化物(volppm)						
全水銀(μg/m ³ N)						

※ 定量下限値未満かつ検出下限以上を示す

第9号焼却炉フロー図



燃焼室中の燃焼ガス温度等[規第十二の七の二 ロ、規第十二の七の五 ロ]

測定項目	測定位置	測定結果(単位)
燃焼室中の燃焼ガス温度(月平均値)	上図測定位置2	853.8 (°C)
集じん機に流入する燃焼ガス温度(月平均値)	上図測定位置3	185.0 (°C)
排ガス中の一酸化炭素濃度(月平均値)	上図測定位置4	6.9 (ppm)
焼成時の炉内温度(月平均値)	上図測定位置1	----- (°C)

低濃度PCB廃棄物の焼却処理に伴い発生した燃え殻及びばいじんのダイオキシン類及びPCB濃度

	第一回	第二回
採取した年月日		
測定結果が得られた日		
試料の種類		
PCBs(溶出試験) (mg/L)		
ダイオキシン類 (ng-TEQ/g-dry)		

低濃度PCB廃棄物の焼却処理に伴い発生したドラム缶のPCB濃度(ふき取り試験)

	第一回	第二回
ドラム缶が発生した日		
試料採取を行った日		
試験結果が得られた日		
試験結果		

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日 令和7年5月17日

廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和7年4月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 ハ イ、規第十二の七の五 セ イ]

種類	数量(t/月)
燃え殻	0.0
汚泥	2.2
廃プラスチック類	2.2
紙くず	0.0
木くず	0.0
繊維くず	0.0
動植物性残さ	0.0
ゴムくず	0.0
金属くず	0.5
ガラスくず及び陶磁器くず	1.7
鉱さい	0.0
がれき類	0.0
ばいじん	0.0
処分するために処理したもの	0.0
選別後の処理物	0.0
破碎後の処理物	0.0
(自動車等破碎物)	0.0
(石綿含有産業廃棄物)	0.0
(水銀含有ばいじん等)	0.0
一般廃棄物	0.7

残余容量(年度末時点)[規第十二の七の二 ハ リ、規第十二の七の五 セ イ]

測定年月日	令和7年4月1日
測定結果 (m ³)	16,463

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規第十二の七の二 ハ ニ及びホ、規第十二の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
採水日	令和7年4月8日	
採取場所	採取口	
分析結果が得られた日	令和7年4月21日	
分析項目	別紙の通り	
分析結果	別紙の通り	
異状の有無	無	
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規第十二の七の二 ハ ニ及びホ、規第十二の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
詐取場所	No.1採取口	No.2採取口
採水日	令和7年4月10日	令和7年4月10日
分析結果が得られた日	令和7年4月16日	令和7年4月16日
電気伝導率		
塩化物イオン (mg/L)	101	140
水素イオン濃度指数		
生物化学的酸素要求量 (mg/L)		
化学的酸素要求量 (mg/L)		
浮遊物質 (mg/L)		
窒素含有量 (mg/L)		
異状の有無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容		

施設の点検[規第十二の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規第十二の七の五 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和7年4月30日	令和7年4月30日	令和7年4月30日	令和7年4月30日	令和7年4月30日
異常の有無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容					

廃棄物処理施設維持管理記録簿(焼却 第8号焼却炉)(令和7年5月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 イ、規第十二の七の五 イ]

	種類	数量(t/月)
産業廃棄物	汚泥	26.1
	廃油	49.5
	廃酸	2.4
	廃アルカリ	2.1
	廃プラスチック類	375.7
	紙くず	0.0
	木くず	24.8
	繊維くず	0.0
	動植物性残さ	18.9
	動物系固形不要物	0.0
	ゴムくず	0.3
	金属くず	0.2
	ガラスくず及び陶磁器くず	0.2
	家畜のふん尿	0.0
	家畜の死体	0.0
	選別後の処理物	26.7
破碎後の処理物	0.0	
(自動車等破碎物)	0.0	
特別管理産業廃棄物	特定有害汚泥	0.4
	特定有害廃油	15.1
	燃えやすい廃油	67.8
	感染性廃棄物	71.1
一般廃棄物		148.7

ばいじんの除去の実施状況と措置[規第十二の七の二 ハ、規第十二の七の五 ハ]

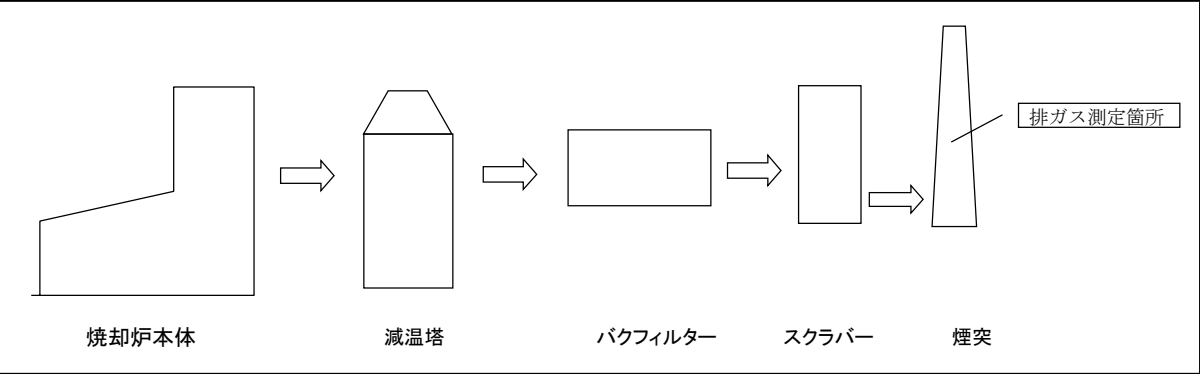
設備名	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	焼却炉運転中に自動連続排出
排ガス処理設備	焼却炉運転中に自動連続排出

排ガスの分析結果[規第十二の七の二 ニ、規第十二の七の五 ニ]

	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回
採取した年月日	令和7年4月30日					
測定結果が得られた日	令和7年5月12日					
採取位置	下図の通り					
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)						
硫黄酸化物(m ³ N/h)	0.08					
ばいじん(g/m ³ N)	0.008					
塩化水素(mg/m ³ N)	12.0					
窒素酸化物(volppm)	88					
全水銀(μg/m ³ N)	49.3					

※ 定量下限値未満かつ検出下限以上を示す

第8号焼却炉フロー図



廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却 第9号焼却炉](令和7年5月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 イ、規第十二の七の五 イ]

種類	数量(t/月)
燃え殻	0.0
汚泥	310.4
廃油	154.9
廃酸	9.6
廃アルカリ	26.0
廃プラスチック類	566.2
紙くず	1.4
木くず	0.2
繊維くず	0.0
動植物性残さ	132.9
動物系固形不要物	10.5
ゴムくず	0.0
金属くず	1.5
ガラスくず及び陶磁器くず	3.3
鋳さい	0.0
がれき類	0.0
家畜のふん尿	0.0
家畜の死体	0.0
ばいじん	0.0
選別後の処理物	5.4
破碎後の処理物	0.0
(自動車等破碎物)	0.0
特定有害燃え殻	0.0
特定有害汚泥	0.0
特定有害廃油	28.6
特定有害廃酸	0.0
特定有害廃アルカリ	0.0
燃えやすい廃油	161.8
pH2以下の廃酸	1.9
pH12.5以上の廃アルカリ	0.4
感染性廃棄物	238.1
廃PCB等	0.0
PCB汚染物	0.0
PCB処理物	0.0
特定有害燃え殻(焼成)	0.0
特定有害ばいじん(焼成)	0.0
一般廃棄物	166.2

ばいじんの除去の実施状況と措置[規第十二の七の二 ハ、規第十二の七の五 ハ]

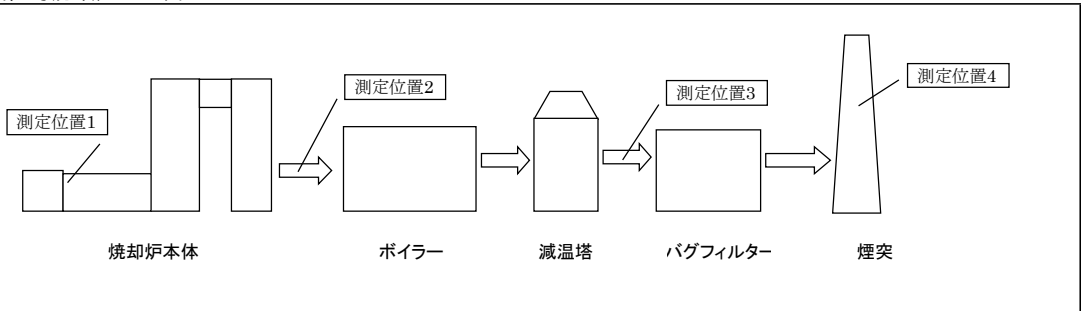
設備名	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	焼却炉運転中に自動連続排出
排ガス処理設備	焼却炉運転中に自動連続排出

排ガスの分析結果[規第十二の七の二 ニ、規第十二の七の五 ニ]

	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回
採取した年月日	令和7年5月15日					
測定結果が得られた日	令和7年6月7日					
採取位置	下図の通り					
PCBs(ng/m ³ N)						
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)						
硫酸化合物(m ³ N/h)	0.210					
ばいじん(g/m ³ N)	0.005 未満					
塩化水素(mg/m ³ N)	31					
窒素化合物(volppm)	75					
全水銀(μg/m ³ N)	0.3 未満					

※ 定量下限値未満かつ検出下限以上を示す

第9号焼却炉フロー図



燃焼室中の燃焼ガス温度等[規第十二の七の二 ロ、規第十二の七の五 ロ]

測定項目	測定位置	測定結果(単位)
燃焼室中の燃焼ガス温度(月平均値)	上図測定位置2	844.6 (°C)
集じん機に流入する燃焼ガス温度(月平均値)	上図測定位置3	184.9 (°C)
排ガス中の一酸化炭素濃度(月平均値)	上図測定位置4	5.6 (ppm)
焼成時の炉内温度(月平均値)	上図測定位置1	----- (°C)

低濃度PCB廃棄物の焼却処理に伴い発生した燃え殻及びばいじんのダイオキシン類及びPCB濃度

	第一回	第二回
採取した年月日		
測定結果が得られた日		
試料の種類		
PCBs(溶出試験) (mg/L)		
ダイオキシン類 (ng-TEQ/g-dry)		

低濃度PCB廃棄物の焼却処理に伴い発生したドラム缶のPCB濃度(ふき取り試験)

	第一回	第二回
ドラム缶が発生した日		
試料採取を行った日		
試験結果が得られた日		
試験結果		

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日 令和7年6月27日

廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和7年5月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 ハ イ、規第十二の七の五 セ イ]

種類	数量(t/月)
燃え殻	0.0
汚泥	1.4
廃プラスチック類	0.9
紙くず	0.0
木くず	0.0
繊維くず	0.0
動植物性残さ	0.0
ゴムくず	0.0
金属くず	0.3
ガラスくず及び陶磁器くず	3.0
鉱さい	0.0
がれき類	0.0
ばいじん	0.0
処分するために処理したもの	0.0
選別後の処理物	0.0
破碎後の処理物	0.0
(自動車等破碎物)	0.0
(石綿含有産業廃棄物)	0.0
(水銀含有ばいじん等)	0.0
一般廃棄物	0.9

残余容量(年度末時点)[規第十二の七の二 ハ リ、規第十二の七の五 セ イ]

測定年月日	令和7年4月1日
測定結果 (m ³)	16,463

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規第十二の七の二 ハ ニ及びホ、規第十二の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
採水日	令和7年5月15日	令和7年4月8日
採取場所	採取口	採取口
分析結果が得られた日	別紙の通り	令和7年4月21日
分析項目	別紙の通り	別紙の通り
分析結果	別紙の通り	別紙の通り
異状の有無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規第十二の七の二 ハ ニ及びホ、規第十二の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
詐取場所	No.1採取口	No.2採取口
採水日	令和7年5月15日	令和7年5月15日
分析結果が得られた日	令和7年5月16日	令和7年5月16日
電気伝導率		
塩化物イオン (mg/L)	88	155
水素イオン濃度指数		7.1
生物化学的酸素要求量 (mg/L)		1.2
化学的酸素要求量 (mg/L)		2
浮遊物質 (mg/L)		1
窒素含有量 (mg/L)		
異状の有無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容		

施設の点検[規第十二の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規第十二の七の五 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和7年5月30日	令和7年5月30日	令和7年5月30日	令和7年5月30日	令和7年5月30日
異常の有無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容					

廃棄物処理施設維持管理記録簿(焼却 第8号焼却炉)(令和7年6月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 イ、規第十二の七の五 イ]

	種類	数量(t/月)
産業廃棄物	汚泥	43.7
	廃油	47.2
	廃酸	7.6
	廃アルカリ	0.2
	廃プラスチック類	428.2
	紙くず	0.0
	木くず	34.0
	繊維くず	0.8
	動植物性残さ	35.3
	動物系固形不要物	3.0
	ゴムくず	0.4
	金属くず	0.7
	ガラスくず及び陶磁器くず	1.6
	家畜のふん尿	0.0
	家畜の死体	0.0
	選別後の処理物	46.4
	破碎後の処理物	0.0
	(自動車等破碎物)	0.0
特別管理産業廃棄物	特定有害汚泥	1.2
	特定有害廃油	18.6
	燃えやすい廃油	66.0
	感染性廃棄物	78.6
一般廃棄物		237.2

ばいじんの除去の実施状況と措置[規第十二の七の二 ハ、規第十二の七の五 ハ]

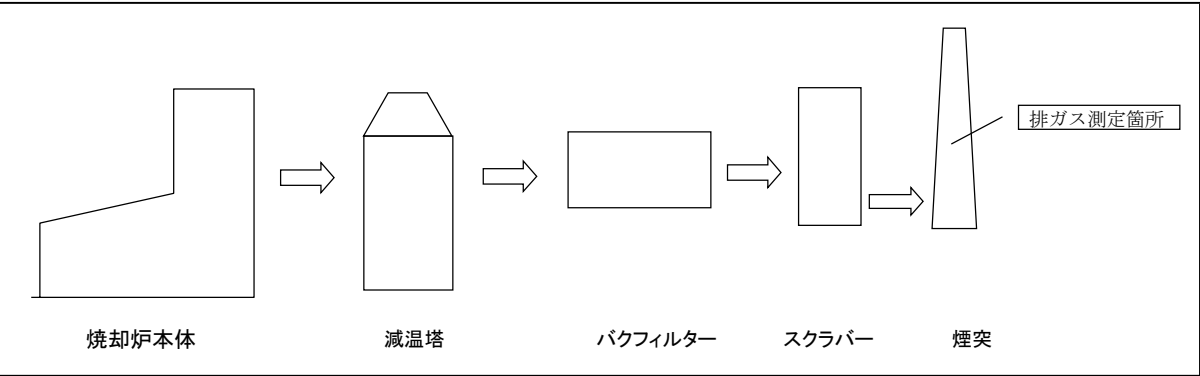
設備名	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	焼却炉運転中に自動連続排出
排ガス処理設備	焼却炉運転中に自動連続排出

排ガスの分析結果[規第十二の七の二 ニ、規第十二の七の五 ニ]

	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回
採取した年月日	令和7年4月30日	令和7年6月17日				
測定結果が得られた日	令和7年5月12日	令和7年7月24日				
採取位置	下図の通り	下図の通り				
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)	0.08	0.28				
硫黄酸化物(m ³ N/h)	0.008	0.044 未満				
ばいじん(g/m ³ N)	12.0	1.3 未満				
塩化水素(mg/m ³ N)	88	86				
窒素酸化物(volppm)	49.3	2.3				
全水銀(μg/m ³ N)						

※ 定量下限値未満かつ検出下限以上を示す

第8号焼却炉フロー図



廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却 第9号焼却炉](令和7年6月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 イ、規第十二の七の五 イ]

種類	数量(t/月)
燃え殻	0.0
汚泥	338.1
廃油	142.1
廃酸	10.2
廃アルカリ	35.1
廃プラスチック類	579.9
紙くず	0.2
木くず	0.2
繊維くず	0.0
動植物性残さ	106.1
動物系固形不要物	7.3
ゴムくず	0.0
金属くず	1.5
ガラスくず及び陶磁器くず	1.7
鋳さい	0.0
がれき類	0.0
家畜のふん尿	0.0
家畜の死体	0.0
ばいじん	0.0
選別後の処理物	3.5
破碎後の処理物	0.0
(自動車等破碎物)	0.0
特定有害燃え殻	0.0
特定有害汚泥	0.3
特定有害廃油	18.3
特定有害廃酸	0.0
特定有害廃アルカリ	0.0
燃えやすい廃油	164.4
pH2以下の廃酸	0.9
pH12.5以上の廃アルカリ	0.9
感染性廃棄物	254.8
廃PCB等	0.0
PCB汚染物	0.0
PCB処理物	0.0
特定有害燃え殻(焼成)	0.0
特定有害ばいじん(焼成)	0.0
一般廃棄物	162.4

ばいじんの除去の実施状況と措置[規第十二の七の二 ハ、規第十二の七の五 ハ]

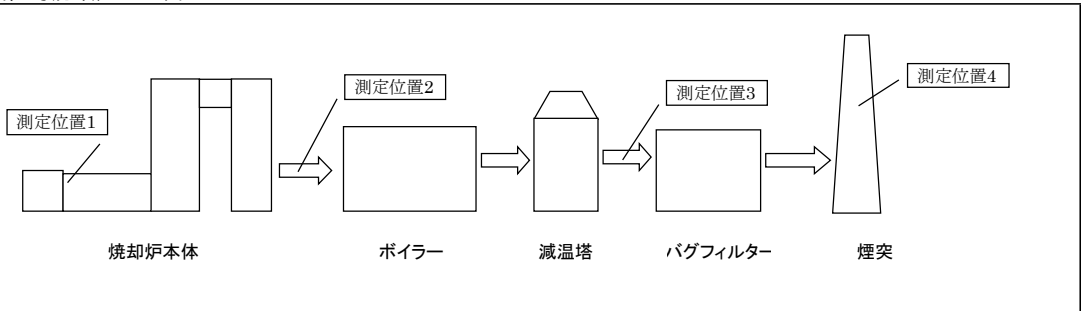
設備名	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	焼却炉運転中に自動連続排出
排ガス処理設備	焼却炉運転中に自動連続排出

排ガスの分析結果[規第十二の七の二 ニ、規第十二の七の五 ニ]

	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回
採取した年月日	令和7年5月15日					
測定結果が得られた日	令和7年6月7日					
採取位置	下図の通り					
PCBs(ng/m ³ N)						
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)						
硫酸酸化物(m ³ N/h)	0.210					
ばいじん(g/m ³ N)	0.005 未満					
塩化水素(mg/m ³ N)	31					
窒素酸化物(volppm)	75					
全水銀(μg/m ³ N)	0.3 未満					

※ 定量下限値未満かつ検出下限以上を示す

第9号焼却炉フロー図



燃焼室中の燃焼ガス温度等[規第十二の七の二 ロ、規第十二の七の五 ロ]

測定項目	測定位置	測定結果(単位)
燃焼室中の燃焼ガス温度(月平均値)	上図測定位置2	848.0 (°C)
集じん機に流入する燃焼ガス温度(月平均値)	上図測定位置3	185.0 (°C)
排ガス中の一酸化炭素濃度(月平均値)	上図測定位置4	5.0 (ppm)
焼成時の炉内温度(月平均値)	上図測定位置1	----- (°C)

低濃度PCB廃棄物の焼却処理に伴い発生した燃え殻及びばいじんのダイオキシン類及びPCB濃度

	第一回	第二回
採取した年月日		
測定結果が得られた日		
試料の種類		
PCBs(溶出試験) (mg/L)		
ダイオキシン類 (ng-TEQ/g-dry)		

低濃度PCB廃棄物の焼却処理に伴い発生したドラム缶のPCB濃度(ふき取り試験)

	第一回	第二回
ドラム缶が発生した日		
試料採取を行った日		
試験結果が得られた日		
試験結果		

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日 令和7年7月24日

廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和7年6月度)

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規第十二の七の二 ハ イ、規第十二の七の五 セ イ]

種類	数量(t/月)
燃え殻	0.1
汚泥	0.3
廃プラスチック類	3.3
紙くず	0.0
木くず	0.0
繊維くず	0.0
動植物性残さ	0.0
ゴムくず	0.0
金属くず	0.3
ガラスくず及び陶磁器くず	2.2
鉱さい	0.0
がれき類	0.0
ばいじん	0.0
処分するために処理したもの	0.0
選別後の処理物	0.0
破碎後の処理物	0.0
(自動車等破碎物)	0.0
(石綿含有産業廃棄物)	0.0
(水銀含有ばいじん等)	0.0
一般廃棄物	0.6

残余容量(年度末時点)[規第十二の七の二 ハ リ、規第十二の七の五 セ イ]

測定年月日	令和7年4月1日
測定結果 (m ³)	16,463

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規第十二の七の二 ハ ニ及びホ、規第十二の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
採水日	令和7年5月15日	令和7年4月8日
採取場所	採取口	採取口
分析結果が得られた日	別紙の通り	令和7年4月21日
分析項目	別紙の通り	別紙の通り
分析結果	別紙の通り	別紙の通り
異状の有無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規第十二の七の二 ハ ニ及びホ、規第十二の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
詐取場所	No.1採取口	No.2採取口
採水日	令和7年6月18日	令和7年6月18日
分析結果が得られた日	令和7年6月24日	令和7年6月24日
電気伝導率		
塩化物イオン (mg/L)	122	82
水素イオン濃度指数		7.4
生物化学的酸素要求量 (mg/L)		2
化学的酸素要求量 (mg/L)		2
浮遊物質 (mg/L)		1 未満
窒素含有量 (mg/L)		
異状の有無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容		

施設の点検[規第十二の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規第十二の七の五 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和7年6月30日	令和7年6月30日	令和7年6月30日	令和7年6月30日	令和7年6月30日
異常の有無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容					

焼却施設維持管理基準対応計画

(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)	対応		
	種別		
	設備	運営	教育
第十二条の六 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。			
一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	○	○	
二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	○	○	
三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	○	○	○
四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	○	○	
五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)	対応			
	種別			方法
	設備	運営	教育	
六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。		○		腐敗系の廃棄物については、できる限り直接焼却炉に投入することで、貯留による害虫の発生を抑制します。また、当社では5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を励行し、施設のみならず場内の整備を行います。
七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように講ずること。	○			騒音及び振動の発生を低減させるため、防音対策（サイレンサ）、防振対策（低振動機器）機器を選定、設置します。また、誘引ファン、押込ファン、再燃ファン、コンプレッサは屋内に配置し、騒音、振動の発生を低減します。
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	○			施設内の産業廃棄物と接触した排水（屋内ピットの水）は全て廃液として回収し、焼却処理を行います。したがって本施設から外部への排水は発生しません。
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。		○		施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。
第十二条の七 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。				
5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。				
一 燃焼中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度）以上に保つこと。	○			炉内温度は自動制御にて800℃以上で温度管理します。
三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	○	○		廃油の受入タンクには防液堤を設置し、廃油タンクの全量が事故等によって漏出しても、外部へ流出することのない容量で、材質はコンクリート製で設置します。また、運転中において外部点検員を配置し定期的に点検することで、廃棄物の漏洩等についての早期発見を行います。万が一漏洩した場合には、直ちに施設の運転を停止し、連絡及び回収を行います。
(規則第四条の五第一項第二号の内容)				
二 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）にあつては、次のとおりとする。				

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)	対応		
	種別		
	設備	運営	教育
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。	○	○	
ロ 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	○		
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない	○		
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させること。	○	○	○
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。	○	○	○
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	○	○	
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	○		
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（上記ただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	○	○	

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)	対応											
	種別			方法								
	設備	運営	教育									
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。		○		省令（規第四条の七 第二号ハ）に基づき、廃熱ボイラ、減温塔、煙道に堆積したばいじんは、一定期間ごとに除去を行い、その記録を行います。								
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように廃棄物を焼却すること。 ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。	○	○		燃焼室の出口にさらに再燃焼室を設け、燃焼ガスと燃焼空気を旋回流により十分混合撹拌するとともに、反応に十分な時間をとることで完全燃焼を図ります。また、異常燃焼を抑制する為、温度制御による廃棄物投入制限を行います。運転員は、廃棄物の性状、投入量、混合について調整を行い、一酸化炭素濃度が100ppmを越えない運転を行ないます。								
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること	○	○		煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続測定し記録します。また、記録されたデータについては、適正な数値であることを、随時技術管理者が確認を行います。								
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、下記表の基準値以下となるように廃棄物を焼却すること。 <table border="1"><tr><td>1時間あたりの処理能力</td><td>ダイオキシン類の濃度 (ng/m3)</td></tr><tr><td>2t未満</td><td>5</td></tr><tr><td>2t以上4t未満</td><td>1</td></tr><tr><td>4t以上</td><td>0.1</td></tr></table>	1時間あたりの処理能力	ダイオキシン類の濃度 (ng/m3)	2t未満	5	2t以上4t未満	1	4t以上	0.1	○	○	○	排ガス中のダイオキシン類濃度を規制値以下となるように適正な運転を行います。さらに、ダイオキシン類の抑制についての従業員教育を行います。
1時間あたりの処理能力	ダイオキシン類の濃度 (ng/m3)											
2t未満	5											
2t以上4t未満	1											
4t以上	0.1											
H9.8.29 省令65号附則9条												
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。		○		煙突から排出される排ガスのばい煙濃度（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）は6ヶ月に1回以上測定し、その記録を残します。ダイオキシン類濃度については、年に1回以上測定しその記録を残します。								
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	○	○	○	構造基準、維持管理基準に従い適切な運転管理を行います。また、煙突より排出される排ガス中のばい煙濃度（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）を連続測定する測定器を設置します。煙突から排出されるばい煙濃度の測定数字を常時監視することにより、常に生活環境保全上の支障が生ずるとされる基準値を下回るよう運転します。さらに、適正な焼却運転についての従業員教育を行います。								

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)	対応			
	種別			方法
	設備	運営	教育	
タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。				煙突から排出される排ガスを水で洗浄し、又は冷却する装置は設置しません。
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ただし、第四条第一項第七号ただし書の場合にあっては、この限りではない。	○			ばいじんと焼却灰は分離して排出し、貯留します。
ソ ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰だし設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。				熔融は行いません。
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	○	○		バーナ、廃油等の廃棄物によって 1000℃以上の温度を維持した状態でばいじん、焼却灰を焼成します。焼成炉中の温度を連続的に測定し記録します。
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	○			ばいじんの薬剤による処理を行うために、ばいじんと薬剤及び水を均一に混合すると同時に飛散を防止する事ができる混練装置を設置します。
フ 火災の発生を防止するための必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	○	○	○	自社における防災規定に基づき、防火に努めると共に、消防の指導の下、適切に対応します。また、定期的に教育訓練を実施し、防災に努めます。

水 質 検 査 結 果 [管 理 型]

地下水				
測定項目	(単位)	基準値	観測井戸	
			No.1	No.2
			令和7年5月15日採水 令和7年6月26日結果受領	令和7年5月15日採水 令和7年6月26日結果受領
1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出
2 総水銀	mg/L	0.0005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
3 カドミウム	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
4 鉛	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
5 六価クロム	mg/L	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満
6 砒素	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
7 全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出
8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
11 ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満
12 四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	0.0004 未満	0.0004 未満
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満	0.01 未満
15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
19 チウラム	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
20 シマジン	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
21 チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満
22 ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
23 セレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
24 ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 以下	0.011	0.000063
25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満
26 クロロエチレン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満

放流水						
測定項目	(単位)	基準値	令和7年4月8日採水			
			令和7年4月21日結果受領			
1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出			
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	0.0005 未満			
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	0.003 未満			
4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満			
5 有機燐化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満			
6 六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	0.05 未満			
7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満			
8 シアン化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満			
9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003 以下	0.0005 未満			
10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満			
11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満			
12 ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.02 未満			
13 四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.002 未満			
14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満			
15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	0.1 未満			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	0.04 未満			
17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	0.3 未満			
18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.006 未満			
19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満			
20 チウラム	mg/L	0.06 以下	0.006 未満			
21 シマジン	mg/L	0.03 以下	0.003 未満			
22 チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.02 未満			
23 ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満			
24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満			
25 ほう素及びその化合物	mg/L	50 以下	1			
26 ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下	0.8 未満			
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200 以下	3			
28 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	0.05 未満			
29 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5 以下	1 未満			
30 “ (動植物油脂類)	mg/L	30 以下	1 未満			
31 フェノール類含有量	mg/L	5 以下	0.5 未満			
32 銅含有量	mg/L	3 以下	0.1 未満			
33 亜鉛含有量	mg/L	2 以下	0.1 未満			
34 溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下	0.1 未満			
35 溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下	0.1 未満			
36 クロム含有量	mg/L	2 以下	0.1 未満			
37 大腸菌数	CFU/mL	800 以下	0			
38 ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下				